

地 甲 達 第 2 3 号
生 企 甲 達 第 1 9 号
捜 一 甲 達 第 2 0 号
交 企 甲 達 第 2 0 号
公 甲 達 第 1 1 号
平成 1 9 年 3 月 2 0 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について（通達）

- 対号 1 平成 8 年 8 月 2 1 日付け地甲第 3 9 2 号「警察署地域課員による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について（通達）」
- 対号 2 平成 8 年 1 0 月 1 6 日付け地丙第 4 9 8 号「警察署地域課員による被害者への連絡活動の実施について（通達）」

地域警察官が実施する被害者訪問・連絡活動については、対号により実施してきたところであるが、このたび、「石川県被害者連絡実施要領の全部改正について（通達）」（平成 1 9 年 3 月 1 日付け捜一甲達第 1 2 号ほか）が発出されたことに伴い、所要の見直しを行い、別添のとおり「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領」を定めたので、その効果的な運用に努められたい。
なお、対号は廃止する。

別添

地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領

第1 趣旨

この要領は、警察署の地域警察官による被害者又はその遺族（以下単に「被害者」という。）への訪問・連絡活動（以下「連絡活動等」という。）を効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

第2 対象者

被害者連絡活動等の対象者（以下「対象者」という。）は、「石川県被害者連絡実施要領」（平成19年3月1日付け捜一甲達第12号ほか）第5の2に基づき、地域部門による連絡活動等を希望する被害者（被害者が少年の場合は、その保護者。）とする。

第3 実施要領

被害者連絡活動等は、次により、対象者の住居地を管轄する警察署（以下「住居地管轄警察署」という。）において実施するものとする。

1 被害者連絡経過票の写しの送付

被害者が連絡活動等を希望したときは、当該被害者に対する事件の捜査（触法少年事案の調査を含む。）を担当する課（以下「事件捜査課」という。）の長は、警察署長の承認を得て、被害者の住居地管轄警察署の地域課長に対し、被害者連絡実施要領に定める「被害者連絡経過票」（以下「経過票」という。）の写しを送付するものとする。

この場合において、事件捜査課の警察署と被害者の住居地管轄警察署が異なるときは、あらかじめ双方の警察署長は、被害者連絡活動等実施要領を協議するものとする。

2 被害者連絡担当係の指定等

(1) 経過票の写しの送付を受けた地域課長は、あらかじめ被害者連絡担当係1名を指定し、以下の業務を行わせるものとする。

ア 経過票の写しの受理、保管及び管理

イ 被害者連絡活動等実施結果の報告書の保管及び管理

ウ 関係部門等との連絡及び調整

エ その他地域課長が命じた業務

(2) 担当警察官の指定

地域課長は、対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を、被害者連絡活動等を担当する警察官（以下「担当警察官」という。）に指定するものとする。ただし、女性の対象者が女性警察官による被害者連絡活動等を希望する場合、その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

(3) 被害者連絡担当係は、担当警察官の不在時に対象者から問い合わせがあった場合には、一時的に対応するとともに、その旨を担当警察官に連絡するものとする。

3 被害者連絡活動等の実施

(1) 被害者連絡活動等は、原則として担当警察官が対象者の住居地を訪問し、

対象者と面接することにより行うものとする。

被害者連絡活動等を行うに当たっては、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

- (2) 担当警察官は、特段の事情がある場合を除き、当該指定を受けてから1週間以内に第1回目の被害者連絡活動等を行うものとする。

また、経過票の写しの記載内容や、その他の情報から被害者連絡活動等を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

- (3) 担当警察官は、被害者連絡活動等を実施した都度、報告書を作成し、地域課長に報告するものとする。

- (4) 報告を受けた地域課長は、被害者連絡担当係に対し、保管する経過票の写しの経過欄に、実施結果を記載させるものとする。

4 被害者連絡活動等の実施頻度及び期間

被害者連絡活動等の実施頻度及び期間は、対象者の希望を踏まえた上で定めるものとし、対象者から特段の希望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

なお、初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で対象者の意思を確認し、対象者の同意が得られた場合には、地域課長は、警察署長の承認を得て、被害者連絡活動等を打ち切ることができるものとする。

5 事件捜査課との連携

地域課長は、被害者連絡活動等を行った場合及び打ち切った場合には、その都度、事件捜査課の長にその旨を連絡するとともに、関係する書面を送付するなど緊密な連携に努めるものとする。

第4 活動上の留意事項

担当警察官が被害者連絡活動等を実施する際は、経過票の写しに記載された連絡内容、留意事項等を踏まえ、対象者の心情等を害することのないよう、言動等には十分留意すること。